

## 三井物産の社内保険の実態

—明治・大正期の物産元帳よりの考察—

麻島 昭一

## 目 次

1. はじめに	1
2. 元帳における保険関係の勘定科目	3
3. 保険関係科目の検討	8
1) 火災保険積立金	8
2) 運炭保険積立金	14
3) 船舶積立金・船舶保険積立金	19
4) 小蒸汽貯積立金・小蒸汽保険積立金	27
5) 戦時保険	35
4. むすび	38
編集後記	41

## 1. はじめに

戦前期三井物産の諸業務のうち、保険部門については拙稿「戦前期三井物産の保険部門」と同「戦前期三井物産保険部門の人的側面」<sup>(1)</sup>で考察したことがある。前者では明治・大正・昭和にわたって三井物産の保険部門の推移を整理し、大正海上設立による変化も考察したが、後者はさらに保険部門の組織・担い手を詳細に追求した。それらによって物産保険部門の全体像は示されたが、重要な論点が未着手のまま残されていた。すなわち、物産保険部門が展開した保険業務の実態、とくに計数的把握である。もともと大規模な資産・営業を擁する物産では、所有する不動産等への付保や、営業上取り扱う商品への付保も多額と想像されるが、その規模も

内容も明らかでないのが実状である<sup>(2)</sup>。また付保にあたり、損害保険会社を使うか、自家保険で賄うかの選択肢があるが、付保の実態も明らかでない<sup>(3)</sup>。意外にも保険取り組みの基本的事項が不明のままなのである。また、物産の多くの支店は損害保険会社の代理店として保険契約を扱っており、その実績は保険代理業務として一応前稿で明らかにできた。肝心の物産自体の付保状況は、営業報告書や事業報告、支店長会議録など既知の資料では解明が困難であり、前稿では未達成であった。そこで物産の元帳から保険関係のデータを発掘、整理して解明を試みるのが本稿の課題である。

筆者は、最近の研究、すなわち拙稿「戦前期三井物産の有価証券貸借」や「戦前期三井物産の諸投資」<sup>(4)</sup>において、物産元帳に依存した分析を展開し、その有効性を体験してきた。同じ発想から保険業務についても元帳使用に取り組んだ訳である。しかし後述のごとく、それでも解明の可能性を見いだしたのは、社内保険についてであって、損害保険会社への付保データは発見することができなかった。本稿が「社内保険」に限定せざるを得なかったのは、そのためである。それでも以下検討するように、物産保険業務の実態解明に前進でき、既発表の拙稿を補充拡充できたと思われる。元帳使用による分析こそは、既知の物産資料依存の限界を越えられる突破口ではあるまいか、というのが筆者の認識でもある。

本稿の考察が、前掲の拙稿と同様に、物産元帳の存在状況に制約されていることはやむを得まい。すなわち、元帳が利用できる明治 30 年前後から大正 11 年までに限定される(その間も元帳の欠落部分があり、その部分も除外されざるを得ない)。

- (1) 前者は『専修経営学論集』56号、1993年3月、後者は専修大学『社会科学年報』37号、2003年3月に所収。
- (2) 物産の付保額を推定するのに、資産の簿価で代用する方法が考えられるが、事態はそれほど単純ではない。すなわち、第1にすべての資産に付保しているとは限らないこと(付保の必要度で対象を選別するかも知れない)、第2に再取得価格を意識して付保額を簿価以上とするかも知れないこと(減価償却が進んでいけば、簿価は取得時より少額となっており、保険事故が発生した時、保険金を簿価並に得てもそれでは再建できず、事業に支障を来すであろう)を考慮すれば、現実には簿価と付保額は乖離している可能性があるからである。
- (3) 一般的にいえば、企業が資産の保全を図って付保する場合、損害保険会社に依存するのが通常であり、物産も例外ではない。しかし大規模総合商社の物産では、付保額が多額であるが故に、自家保険を営める可能性がある。損保会社に多額の保険料を払うなら、自分で保険業務を営み、保険料負担を軽減する、つまり社内保険を選択する余地がある。また、保険リスクが大きいために、損保会社から引き受けを拒否され、やむなく自

家保険を営むこともあろう。事実、物産で社内保険を営んだ事実を断片的に見出すことはできるが、社内保険の実態を検証した作業はない。

- (4) 前者は『専修大学社会科学研究所報』516号、2006年6月、後者は専修大学『社会科学年報』41号、2007年3月に所収。

## 2. 元帳における保険関係の勘定科目

### 1) 保険関係科目の説明

物産保険業務の実態解明には、前提として物産元帳における保険関係科目について説明が必要であろう。

物産元帳は原則として各期とも複数冊で構成され、A、B、C、……と符号がつけられている。A冊(時にはB冊も)には物産全体の勘定科目が設定されており、B冊以下(時にはC冊以下)には部および支店名の勘定が設けられている。保険関係の勘定科目は原則としてA冊に含まれており、時にA冊からはみ出てB冊以下に発見されることがある。保険に関する取引は元帳における保険料支払、保険金受取などの記載から把握できると思われ、元帳記載のすべてを検索すれば、全保険取引が浮上するはずであろう。しかし後述するようにA冊(時にB冊も)からはかなりの保険取引が浮上するものの、B冊以下の店部勘定からはほとんど見いだし得ない<sup>(4)</sup>。それは元帳の構造に規定されているわけで、店部が営業上損保会社に付保する分は元帳には記載されず、登場するのはA冊に設定されている保険関連の科目だけで、換言すれば社内保険が主といえよう。元帳に依存する本稿の分析が社内保険に限定されるのも、裏返せばかかる事情によるものである。

さて、A冊に設定されている保険関連の科目は次の通りである。

火災保険積立金、運炭保険積立金、船舶積立金および船舶保険積立金、小蒸汽積立金および小蒸汽解保険積立金

これらの目的別積立金の内容であるが、火災保険積立金を例にとれば、店部からの火災保険の申し込みによって保険料を受け入れ、保険事故には弁済金(=保険金)を支払い、若干の経費を賄い、他勘定からの積立金の受け入れ等があり、この勘定を舞台に社内保険が処理されている。運炭保険積立金の中で取り扱われているのは主として石炭輸送の保険であるが、その性格は海上保険である。運炭保険料(ないし海上保険料)を受け入れ、弁済金(保険金)支払や、遭難救助等の費用、沈没炭引揚費、沈没炭売却金などが含まれている。船舶積立金は勘定名には保険を謳っていないが、船体保険料、保険準備積立を含んでおり、修繕費や物品の調達費などが賄われている。株式会社期になると船舶積立金科目はなくなり、船舶保険積立金が登場する。

小蒸汽積立金(のち小蒸汽解積立金)、小蒸汽保険積立金も基本的には内容は同様である。

以上、簡単に目的別積立金の中で社内保険が取り扱われていることを紹介したが、実際には合名会社期、株式会社期で社内保険を含む勘定科目が変化している。それは会計処理の変更を意味するとともに、保険政策の変更にもつながる問題と思われる。とにかく上記積立金に社内保険が含まれている以上、本稿はそれら科目の内容を検討することになる。

- (1) 明治 31 年上期の店部勘定における記載をすべて点検したところ、少数の店部で保険料に言及されている例がわずかにみられた。もともと元帳の店部勘定での記載は、店部間にまたがる取引がほとんどで、店部におけるすべての取引を記録したものではない。保険料に言及があったわずかな例も店部間での付け替えに伴うものである。店部内での営業等に関わる保険取引は各店部の帳簿に記載されるのであって、元帳の店部勘定では浮上しないと推測される。すなわち、店部が外部の損保会社に付保しても元帳の店部勘定には現れないということであろう。

## 2) 積立金の位置づけ

ところで当該積立金は物産財務全体の中でどの程度の比重を占めているのであろうか。

第 1 表は、物産の合名会社期における社内保険を含む目的別積立金の残高推移である。貸借対照表に記載された諸積立金は、「積立金」「滞貸準備金」「その他準備金」に分けられており、その合計推移は「小計」欄の通りである。明治 30(1897)～32 年の「積立金」がないのが不可解であるが<sup>(1)</sup>、33 年以降 435 万円からはじまり、42 年下期には 1,802 万円まで増加している。「滞貸準備金」が 32 年に計上されていないのも不可解であるが、33 年上期以降の 37 万円から 120 万円弱の間を上下し、「その他準備金」は 34 年下期の 7 万円以降増減しながら 217 万円に達している。「積立金」ほどではないが、若干の比重を持ち続けている。他方、元帳に設置されている目的別積立金は、「船舶積立金」が 30 年代中頃 100 万円前後におよびやや多額であったこと、「継続商業損失積立金」が 39 年上期に 85 万円であったことを除けば、保険に関係ある「火災保険積立金」、「運炭保険積立金」、「小蒸汽積立金」など 20～30 万円程度の規模である。貸借対照表の「その他準備金」の内容が不明のため、元帳ベースの各種積立金とどう対応しているのか解明し得ない<sup>(2)</sup>。したがって元帳ベースの目的別積立金を貸借対照表の中に位置づけられないまま、それらの内容分析に進まざるを得ない。とにかく後述のごとく保険行為に関係するのは火災保険・運炭保険・船舶・小蒸汽の各種積立金だけで、「船舶積立金」を除き残高規模は比較的少額であることを確認しておく。なお、合名会社期には以上のほかにもいろいろな名目の積立金が設置され、短期間に消滅するが、ほとんどが少額に終わっている<sup>(3)</sup>。

第 2 表は株式会社期の諸積立金推移である。合名会社期と異なり積立金の科目は「法定積立

第1表 諸積立金推移（合名会社期）

（単位：円）

決算期	貸借対照表ベース				元帳ベース										小計			
	積立金	滞貸準備金	その他準備金	小計	火災保険積立金	運炭保険積立金	船舶積立金	小蒸汽積立金	継続商業損失積立金	生糸商業損失準備金	品川毛織快給品積立金	貿易見習生養成準備金						
明29/下	1,250,000	804,725	78,836	2,133,561														
30/上		86,763	4,472	91,235														
下		86,805		86,805														
31/上		86,654		86,654														
下		86,805		86,805														
32/上					121,607													121,607
下					130,396			375,631										506,027
33/上	3,550,000	796,605		4,346,605				922,913										922,913
下	3,590,000	796,605		4,386,605				1,036,571										1,036,571
34/上	3,740,000	373,800		4,113,800				1,155,580										1,155,580
下	3,870,000	467,938	74,854	4,412,792	74,854			1,255,471										1,330,325
35/上	4,740,000	693,936	230,513	5,634,449	80,513			1,417,903										1,498,416
下	4,740,000	437,463	296,274	5,473,737	86,646			1,167,570	200,000									1,463,844
36/上	5,120,000	551,107	851,476	6,522,583	95,112			1,274,148	700,000									2,125,624
下	5,480,000	1,005,393	661,090	7,146,483	104,054			1,244,116	350,000									8,040,613
37/上	5,950,000	1,178,963	1,424,735	8,553,698	116,440			1,377,690	700,000									10,030,388
下	6,450,000	1,177,681	895,505	8,523,186	127,966			1,505,382	53,603									9,181,671
38/上	7,550,000	1,154,788	966,197	9,670,985	140,902			934,178	700,000									11,305,165
下	8,500,000	1,141,043	1,027,849	10,668,892	154,407			958,140	83,650									11,685,642
39/上	9,950,000	1,120,529	1,921,434	12,991,963	168,332			393,054	74,883									13,548,222
下	11,150,000	837,774	1,736,142	13,723,916	185,512			451,634	95,020									14,994,462
40/上	12,300,000	499,634	1,435,530	14,205,164	92,817			519,329	106,173									15,429,276
下	11,390,000	539,259	1,373,699	13,302,958	87,124			602,796	128,139									14,042,916
41/上	13,880,000	588,314	1,570,004	16,038,318	91,997			280,842	144,431									17,064,796
下	14,080,000	739,706	1,590,574	16,410,280	94,542			354,896	167,588									17,645,206
42/上	14,450,000	651,396	1,462,415	16,563,811	98,495			412,919	196,391									17,858,597
下	15,120,000	731,596	2,168,236	18,019,832	100,289			47,224	460,504									19,049,193

〔備考〕1.「貸借対照表ベース」は「[稿本三井物産株式会社100年史]付録決算諸表、元帳ベース」は「三井物産元帳（三井文庫所蔵）より計算のうえ作成。第2表も同様。

2.「元帳ベース」の42/下の各種積立金は、帳簿上、合名会社期末に清算のため他勘定へ振り替えて残高は零となっているが、参考のため振り替え前の残高を示してある。

第2表 諸積立金推移 (株式会社期)

(単位：円)

決算期	貸借対照表 <sup>〳</sup>					元帳 <sup>〳</sup>					船舶補充 資金
	法定積立金	特別積立金	時局準備 積立金	船舶修繕 積立金	船舶補充 資金	火災保険 積立金	運炭保険 積立金	船舶保険 積立金	小蒸汽保険 積立金	船舶大修繕 積立金	
明43/上				58,422			4,111		5,124	18,250	
下	100,000	900,000		87,563	45,000	1,082	13,321		9,240	14,427	45,000
44/上	230,000	2,500,000		102,761	90,000	2,176	15,678		14,041	20,608	90,000
下	390,000	4,500,000		138,583	135,000	3,292	16,496			27,498	135,000
45/下	680,000	8,000,000		245,747	219,000	6,994	21,099			38,550	219,000
大2/上	820,000	9,550,000		275,279	279,000	7,290	25,833			37,519	279,000
下	950,000	11,050,000		339,256	279,000	7,439	36,413	206,277		48,313	279,000
3/上	1,090,000	12,550,000		279,202	359,000	7,584	52,756	125,781		49,223	359,000
下	1,220,000	13,200,000		495,097	239,000	7,775	60,821	314,816		59,065	239,000
4/上	1,300,000	13,600,000		532,507	319,000	7,968	69,382	324,102		76,663	319,000
5/上	1,660,000	17,500,000		828,502	1,069,000	8,373	79,463	548,145		109,472	1,069,000
下	2,110,000	20,500,000	2,000,000	973,761	1,569,000	8,584	91,538	676,169		133,782	1,569,000
10/上	8,450,000	4,000,000	4,000,000	11,094,771		10,717	279,962	9,140,133		1,354,820	
下	8,700,000	8,500,000	4,000,000	11,110,876		10,988	294,940	9,157,904		1,323,130	
11/上	8,900,000	9,000,000	4,000,000	11,091,631		11,260	303,490	9,113,869		1,318,333	
下	9,400,000	10,000,000	4,000,000	11,095,336		11,544	302,052	9,123,295			

金」、「特別積立金」、「時局準備積立金」、「船舶修繕積立金」、「船舶補充資金」に分かれ、「船舶修繕積立金」のみに以前から僅かながらの残高があるが、他の積立金は株式会社期になってからの利益処分による積立開始である。そして合名会社期のような「その他準備金」はなく、内容が明示された積立金のみである。元帳ベースで登場する目的別積立金との対応をみると、「船舶補充資金」は完全に対応し、「船舶大修繕積立金」は「船舶修繕積立金」に含まれている可能性があるものの、他の目的別積立金は貸借対照表の積立関係の科目と対応せず、貸借対照表上は別な科目に含まれていると推定される。貸借対照表上の「特別積立金」は好業績を反映して激増し、大正 6(1917)年下期は 3,950 万円に達する。翌期の増資に際してその全額と「船舶補充資金」232 万円を配当し、払い込みにあてさせた。その後、ふたたび「特別積立金」は増加して大正 9(1920)年上期には 2,600 万円に達するが、払い込みのため全額配当し、以降また積立が再開される。いずれにせよ巨額の積立が進行し、大正 10、11 年には 1,100 万円の「船舶修繕積立金」が加わっている。それに対して元帳ベースの目的別積立金をみると、合名会社期から続いて火災保険、運炭保険の両積立金が存在し、「小蒸汽保険積立金」が 43/上~44 上期に、「船舶保険積立金」が大正 2 年下期以降存在している。火災・運炭・小蒸汽の各保険積立金はいずれも 10 万円以下の少額であるが、大正 10 年以降の「運炭保険積立金」は 30 万円前後であり、「船舶保険積立金」は 2、30 万円から 10 年以降は 910 万円台となる。貸借対照表ベースの船舶修繕積立金 1,100 万円台と元帳ベースの「船舶保険積立金」910 万円台は金額と推移が類似し、後者は前者に含まれると推測される。仮説であるが、貸借対照表ベースの「船舶修繕積立金」は元帳ベースの「船舶保険積立金」、「小蒸汽船保険積立金」、「船舶大修繕積立金」、「小蒸汽船修繕積立金」と対応し、それ以外の要素も多少含むのであるまいか。

- (1) 同表には現れていないが、貸借対照表では明治 29(1896)年下期には 125 万円の積立金があり、30 年上期に消滅し、33 年上期に突如として 355 万円の積立金が出現する。この間、年間 100 万円前後の利益が計上されており、営業不振での積立金取り崩しや積立不足があったとは思えない。『三井事業史 本編第 2 巻』では「日清戦争後の好況期に内部留保を高め、明治 31 年(1898)では積立金 225 万円、準備積立金 60 万円に達していた」(702 頁)とあり、「明治 33 年(1900)上期末に 359 万円であった各種準備積立金を除く積立金は、3 年後の 36 年上期末には 512 万円と約 1.4 倍に増大している」(同頁)ともいうので、明治 30~32 年に積立金がなかったわけではあるまい。とすれば貸借対照表が誤りで、積立金の消滅と「大蔵省借入金」のほぼ同額の発生が同時に生じていること、同借入金が年々増大していること、33 年下期に「大蔵省借入金」の激減(503→31 万円)と積立金 355 万円の突如発生が同時に生じていること、したがって「大蔵省借入金」の中に積立金が誤入しているとすれば、33 年に積立金 355 万円の突如発生と符合する。

- (2) 貸借対照表ベースの明 34/下の「その他準備金」74,854 円と元帳ベースの「火災保険積立金」74,854 円が一致し、元帳の目的別積立金が「その他準備金」に含まれ、「船舶積立金」は含まれないように見えるが、それ以降の「船舶積立金」を除く目的別積立金を合計しても「その他準備金」に遠く及ばず、また含まれているか否かの判断材料がない。
- (3) 元帳を 20 年代に遡っていくと、「船価償却積立金」(25 年上、下期)、「船舶別口積立金」(26 年下期、27 年上期、「各船舶保険積立金」と改称)、「各船舶釜代積立金」(27 年上～30 年上期)、「各船舶修繕準備金」(29 年上～30 年上期)、「各船舶保険積立金」(29 年上期)など船舶関係が多いこと、また「各支店積立金」(24 年上期)、「上海香港支店積立金」(24 年上期、25 年上期)、「各支店準備金」(25 年下期)など支店関係の積立金も見出すことができる。

### 3. 保険関係科目の検討

#### 1) 火災保険積立金

元帳に「火災保険積立金」が登場するのは、明治 34(1901)年下期からであるが、その前に火災保険取り扱いがなかったわけではない。29 年下期に「火災保険掛勘定」が元帳に登場し、翌期に「火災保険勘定」とあり、30 年下期から「火災保険金勘定」となり、31 年下期から「火災保険課勘定」と改め、34 年 11 月 15 日に火災保険積立金に振り替えられている。この間の内容を検討すると、火災保険掛勘定から火災保険積立金に至るまで記載内容や残高は連続し、単なる名称変更であったことが判明する。明治 31 年 6 月火災保険掛が火災保険課に改組され、「火災保険課勘定」が設定されるが、火災保険掛時代に次々と勘定名が変更された理由は明らかでない。同年 8 月に物産の営業科目に「代弁業」(損害保険代理業務と船舶代理業務)が追加されるが、火災保険課への改組は追加を意識してのことであろう。とにかく元帳の記載から自家保険取り扱いが確認できるのは「火災保険掛勘定」からであった。そして火災保険掛勘定から火災保険積立金まで実質上連続しているので、以下連結して内容を考察してみよう。

##### (1) 合名会社期

第 3 表は合名会社期について、火災保険関係科目の各期増減推移と内容を整理したものである。増加内容は店部からの保険料が主で、利子(蓄積された保険料の運用益、利率年 5%)<sup>(1)</sup>もある。減少内容は保険料戻し、保険金支払、経費などである。明 29/下を例にとれば、増加要因 15 件のうち、14 件が保険料受け入れ、1 件がそれ以外であり、運用利子はまだ発生していないこと、減少要因 9 件のうち、何らかの事情による保険料戻しが 3 件、それ以外が 6 件で、

第3表 火災保険積立金推移および内訳（合名会社期）

(金額単位：円)

決算期	増加		減少		残高 金額	増加額内訳			減少額内訳			勘定科目	
	件数	金額	件数	金額		件数	保険料	利子	その他	件数	保険料		弁済金
明29/下	15	1,328	9	329	999	14	1,070		288	3	258	71	火災保険掛
30/上	31	2,869	16	725	3,143	28	2,550		319	7	323	402	火災保険金
	40	6,681	9	511	9,313	39	4,753	248	1,680	5	107	404	"
31/上	48	8,340	13	470	17,183	26	1,533	229	6,578	8	388	82	"
下	48	9,565	12	996	25,741	19	3,865	556	5,144	3	337	659	火災保険課
32/上	41	11,968	9	705	37,004	13	2,797	1,113	8,058	2	128	577	"
下	41	11,363	10	366	48,001	6	2,983	1,716	6,664			366	"
33/上	41	12,682	12	440	60,243	11	1,906	1,304	9,472	1	12	428	"
下	46	13,537	15	1,375	72,405	5	779	1,643 <sup>1)</sup>	11,115	1	421	954	"
34/上	31	7,850	10	12,150	68,105		0	1,586	6,264			2) 12,150	"
下	6	964	6	261	68,809	1	125		839			261	"
小計	388	87,147	121	18,328		162	22,361	8,395	56,391	30	1,974	16,354	
34/下	23	7,431	4	1,385	74,854	20	5,032	1,380	1,019	2	1,227	158	火災保険積立金
35/上	34	8,074	10	2,414	80,513	33	6,081	1,993	0	3	126	1,870	"
下	30	6,267	3	134	86,646	3	1,371	1,672	3,224			134	"
36/上	35	9,943	6	1,476	95,112	1	1,357	1,604	6,982	1	336	1,140	"
下	39	9,518	5	576	104,054	23	3,644	2,378	3,496			576	"
37/上	34	14,293	9	1,916	116,440	1	1,495	2,603 <sup>3)</sup>	10,195			1,916	"
下	37	13,955	12	2,430	127,966	35	10,618	3,302	35	7	852	216	"
38/上	47	13,191	6	255	140,902	46	10,008	3,183	0	3	202	50	"
下	41	14,697	6	1,192	154,407	38	10,616	3,540	541	3	476	715	"
39/上	49	14,147	4	222	168,332	48	10,286	3,861	0	4	222	0	"
下	60	18,582	12	1,402	185,512	58	14,325	4,257	0	12	1,402	0	"
40/上	74	15,115	10	107,908	92,817	68	10,659	3,793	663	1	431 <sup>4)</sup>	107,477	0
下	71	8,649	5	14,341	87,124	67	5,512	2,265	872	2	317 <sup>5)</sup>	14,024	0
41/上	13	6,816	4	1,953	91,987	9	4,045	2,230	541	2	1,115	838	"
下	6	2,558	1	2	94,542	5	248	2,310	0	1	2	0	"
42/上	2	3,952			98,495	1	1,562	2,390	0			0	"
下	1	1,794			100,289		0	1,794	0			0	"
小計	596	168,982	97	137,606		456	96,859	44,555	27,568	41	6,708	124,352	6,546

〔備考〕1. 「三井物産元帳」(三井文庫所蔵)より計算の上作成。以下、第4～17表も同様。

2. 1. 3)は諸口の合計、2)のうち11,753円は「2月中立替小私」、4)は「1月27日罹災神戸網浜倉庫保管物弁償金」54,223円、  
「焼失荷物損害高」21,114円、「網浜倉庫及上屋罹災弁償金」17,999円など、5)のうち11,396円は「函館罹災硫黄弁償金精算高」。

保険事故による弁済金は発生しなかったことを物語っている。火災保険掛から火災保険課までの5年間の累計でみると、増加額の87,147円のうち保険料受取は22,361円、26%に過ぎない。それは元帳記載に「保険料」と明示された分だけの合計であって、明示がなくとも保険料と思える記載が多数あり<sup>(2)</sup>、増加額の大部分は保険料と推測される。保険料戻し(ないし訂正)は1,974円の少額であること、集積された保険料の運用益(利子)が8,395円に上ること、保険金支払い(弁済金)が発生していないこと(保険事故が皆無)などが読みとれる。この5年間に火災社内保険は無事故で、保険料が逐次集積されて火災保険課勘定の規模は7万円弱に達していたのである。

社内火災保険取扱の具体的姿を明治30(1897)年下半期でみると、第4表のごとくである。そこからは次の点を読みとれよう。

第1に、その期の増加額6,687円のほとんどが明示された保険料であり、保険取引の様相がよくわかる。

第2に、本店営業部の器械、綿糸布、雑貨、毛布、鉄道の諸掛からの申し込みがあり、支店では兵庫、函館、小樽、馬関、若松、天津、香港、孟買、上海、台北、大阪、横浜、長崎、深川、神戸、新加坡、口の津の名がみえ、全店に近い。とにかく利用店部名が明示されているから、店部ごとの利用程度が判明する。横浜店の927円を筆頭に大小さまざまである。

第3に、「綿糸布掛本年上半期火災保険料」のごとくある期間内を一括している場合と、「兵庫倉庫に対する保険料」「孟買店持硫酸148屯火災保険料」のごとく特定取引を明示している場合が併存している。そして記載の仕方も統一性を欠いている。

とにかく「火災保険課勘定」で、全店的に社内保険が取り扱われていたわけである。

明治34(1901)年11月15日に「火災保険積立金」が設定され、そこに「火災保険課勘定」が移された。第3表は68,809円の残高を引き継いで出発した「火災保険積立金」の増減推移を整理したものである。同積立金を舞台に社内保険が続行され、7万円弱の残高は39年には18万円に達した。少額の保険事故がなかったわけではないが、40年上期になると10万円超の保険事故が発生し、残高は一挙に半減し、翌期にも1.4万円の保険事故に見舞われている。40年上期の保険事故は5件、最多は神戸網浜倉庫消失による73,480円、次いで天津の荷物焼失21,114円、大阪の倉庫内燐寸罹災9,620円、石川島倉庫焼失2,800円と続く。翌年には函館の硫黄罹災11,396円、前掲石川島倉庫内の塩酸加里の一部焼失2,628円が加わっている。偶然なのであろうが、保険事故の多発に物産幹部は社内保険のあり方に危機感を抱き、社外保険の利用拡大を店部に求めることにつながったのである<sup>(3)</sup>。

「火災保険積立金」を設けてから、社内保険の利用は増加し、明治37~40年は半期1万数千円、件数も過去最多の70件を越えるほどであった。申し込み店部も多岐、多数になっていた<sup>(4)</sup>。

第4表 火災保険の事例（明治30年下半季）

（単位：円）

月	日	摘 要	金額
6	12	No.56 火災保険料用度掛入	110
"	15	30年上半季器械掛負担火災保険料	12
"	21	兵庫店同季中火災保険料	335
"	23	綿糸布掛本年上半季火災保険料	323
"	"	雑貨掛 "	78
"	"	毛布掛 "	42
"	"	函館店 "	236
"	"	小樽店 "	123
"	"	兵庫店 "	335
"	"	馬関店 "	64
"	"	若松店 "	12
"	"	天津店 "	12
"	20	香港店火災保険確定報告 No86/91保険料	0.8
"	"	" " No80/85 "	0.5
7	5	天16 天津店商品火災保険料	11
"	20	三池炭坑30年上半季火災保険料追加	2
8	12	上336 保険料	225
10	4	孟買店持硫酸148屯火災保険料	6
11	16	台北店家具及商品保険料	15
"	22	香港清商掛報告No92 保険料	236
"	"	同 外商掛 No.1/18 "	64
"	30	大阪店 6/11迄火災保険料	163
12	8	横浜店火災保険料	927
"	"	長崎店 "	221
"	"	深川店 "	476
"	11	小樽店 "	716
"	14	兵庫店 "	149
"	15	神戸店 "	562
"	"	器械掛 "	11
"	16	新加波店 "	8
"	17	雑貨掛 "	152
"	18	鉄道掛 "	0.3
"	20	兵庫倉庫二対スル保険料	326
"	"	香138 清商掛保険料差金	3
"	21	本店建物二対スル本年下半季火災保険料	90
"	23	上海店 9, 10両月分 "	278
"	25	若松店30年下半季火災保険料	2
"	"	口ノ津店 "	87
"	"	馬関店 "	25
"	31	火災保険掛30年下半季中貸借利子	248
		計	6,687

[備考]店名がなく単に「掛」とあるのは、本店の掛を意味する。

蓄積保険料の運用から生ずる利子も逐次増加し、半期4千円に達した。

- (1) この利子は、蓄積された保険料を社内運用して生ずる利益を付け替えるもので、この積立金が現実に運用して稼いだ利益というよりも計算上の利益と思われる。元帳ではこの利子記載に常に利率が書いてあるわけではないが、書かれている場合はすべて年5%とあるので、常に5%で計算されたとみてよかろう。この利子についての処理は、火災保険積立金だけでなく、以後登場する他の積立金でも同様であるから、ルール化していたと考えられる。
- (2) たとえば、「火／雑 a/c 673 円」「火／神 a/c 1,226 円」「上海／火保 a/c123 867 円」などはそれぞれ雑貨掛、神戸支店、上海支店が火災保険掛に単発的に保険料付け替えたものと想像される。このように符号化された記載が随所にみられるが、保険料と明示するか否かのルールが残念ながら明らかでない。増加額の件数と保険料明示分の件数を比較すると、31～34年では大きく乖離しており、この時期に保険料が激減しているとは考えにくく、明示しないものが多かっただけのことではあるまいか。
- (3) この点については、前掲の拙稿「戦前期三井物産の保険部門」10頁以下で取り上げているので参照されたい。
- (4) 保険事故の多発した40年上期を例に取ると、寛城子、廈門、馬尼刺、佐世保、呉、大阪、桑港、仙川、台南、仁川、京城、天津、香港、門司、唐津、口の津、長崎、台北、横浜、名古屋、舞鶴、三池、若松、瓜哇、大連、米肥部、札幌(砂川工場)、牛荘、鉄嶺、奉天(登場順)、40年下期も同様な店部が登場し、函館、安東県、営業部、新加坡、漁業部が加わっている。要するに、内地店部はもちろんのこと、かなりの外地店部に及んでいる(漏れているのは内地では神戸、小樽など、外地では上海、孟買、倫敦、紐育、志士寧など)。

## (2) 株式会社期

第5表は株式会社に改組後の火災保険推移および内訳である。合名会社期の最後に残高約10万円であった「火災保険積立金」は解消(振替先不明)、株式会社期は零からの再出発であった。元帳には「火災保険金」の勘定が43(1910)年下期に設けられ、大正2(1913)年上期以降「火災保険積立金」が登場するが、残高、内容から連続している模様で、社内保険取扱はこの勘定で処理されていたと推測される。しかし第5表が示すごとく、社内保険取扱は微々たるものとなった。43、44年の内容は少額の砂川木挽工場の積立のみとあって過言ではなく、大正期も4年上期の特別事情<sup>①</sup>を除いて社内保険取扱は皆無に近い。店部での付保はすべてが外部損保会社を利用するように変化したのである。要するに、株式会社期には火災保険に関する限り社内保険は実質上停止したのである。ただ、「火災保険積立金」の残高が漸増して1万円強を維持し

第5表 火災保険積立金の推移および内訳（株式会社期）

(金額単位：円)

決算期	増加		減少		残高 金額	増加額内訳			減少額内訳			
	件数	金額	件数	金額		件数	保険料	利子	その他	件数	保険料	弁済金
明43/下	3	1,099	1	16	1,082	1	26		1,073	1	17	
44/上	2	1,094			2,176	1	1,073	21				
下	3	1,125	1	9	3,292	2	1,082	43		1	9	
45/下		不明		不明	6,994							
大2/上	2	295			7,290	1	156	138				
下		不明		不明	7,439							
3/上	1	147			7,584			147				
下	1	191			7,775			191				
4/上	4	14,275	3	14,082	7,968			192 <sup>1)</sup>	14,082			14,082 <sup>2)</sup>
5/上		不明		不明	8,373							
下	1	211			8,584			211				
10/上		不明		不明	10,717							
下	2	349	1	78	10,988	1	78	270		1	78	
11/上	1	272			11,260			272				
下	1	283			11,544			283				
小計	21	19,341	6	14,185		6	2,415	1,768	15,158	3	104	14,082

[備考] 1)は「長春ニテ古長鉄道建物火災保険損害補填取消」6,075円、火災保険積立損害分戻ス」7,968円など  
2)は「長春ニテ古長鉄道建物火災保険損害補填 明治火災a/c」6,075円、「雑損益へ」7,968円など、  
要するに両建処理である。

ているのは、砂川木挽工場の保険料積立が漸増したことと、蓄積保険料の運用利子が加わっていたためである。砂川木挽工場だけが高リスクのために外部損保会社から保険を拒絶され、やむなく社内保険で処理していたと推測される。

- (1) その期の火災保険積立金は増加、減少とも 1.4 万円であるが、12 月長春における吉長鉄道建物火災保険損害填補金が明治火災から 6,075 円入り、翌年 3 月取り消されたこと、4 月に残存積立金 7,969 円を雑損益に振り替え、同日付けで戻しの処理を行っており、両建て処理で相殺されているから、社内保険が発生したことを意味しない。

## 2) 運炭保険積立金

「運炭保険積立金」が元帳に設定されたのは明治 35(1902)年下期からである。ただしそれ以前に「若松運炭保険積立金」があり、それが「運炭保険積立金」に引き継がれた模様である<sup>(1)</sup>。以後継続して、株式会社期になっても存続している。この積立金では、文字通り石炭輸送に絡む保険を取り扱っており、店部から保険料を受け入れ、沈没事故等があれば弁済金(保険金)を支払い、救助費その他遭難にからむ諸費用も負担している。30 年代前半は若松、唐松出張所からの申し込みが中心であったが、次第に門司、佐世保、長崎、宇島、杵島、呉、仁川、石炭部など、石炭輸送を取り扱う他店部へも拡大した。保険対象には僅かな例外<sup>(2)</sup>があるが、石炭輸送がほとんどであり、一部小蒸汽船の船体も対象となっている。問題は保険料の表示で、多くが「運炭保険料」であるが、「海上保険料」や「貨物保険料」や単に「保険料」のこともある。とくに大正期では混乱し「運炭保険料」を使わず「石炭海上保険料」「貨物海上保険料」の表現もみられる<sup>(3)</sup>。内容から判断するに、石炭輸送の場合は原則として「運炭保険料」であり、小蒸汽船の付保は「海上保険料」と使い分けしているといえよう。もともと火災保険に對置しての海上保険ととらえれば、石炭を海上輸送する運炭保険も海上保険に含まれるのは当然である。とにかく名称はどうか、運炭保険積立金は店部からの保険料を基盤とする社内保険なのである。それでは「運炭保険積立金」の運営ぶりを考察しよう。

- (1) 明治 35(1902)年下期の運炭保険積立金設定の冒頭(12 月 12 日)には、「若松運炭保険積立金」より 6,204 円の振り替え記入があり、翌日には「若松取扱運炭保険料差引残下半季中分」3,478 円の記入がある。石炭輸送の活発な若松出張所に運炭保険制度が設けられて運営されていたのが、他店にも拡大すべく「運炭保険積立金」として全社的の制度に移行したのであろう。
- (2) 仁川出張所扱いで馬匹輸送 1 件、牛骨、セメント輸送例がある。
- (3) 大正 4(1915)年上期ではすべてが「石炭海上保険料」の表示であるが、内容からみて「運炭保険料」と判断される。ただし仁川出張所の馬匹、牛骨、セメントの輸送では、石炭

輸送でないため「運炭保険料」ではなく「海上保険料」と表示しているのは当然であろう。

(1) 合名会社期

第6表は「運炭保険積立金」の推移とその内訳を合名会社期についてみたものである。残高規模は当初の1万円前後から合名会社末期には5万円弱にまで増加し、社内保険として運炭保険が活用されていたことを物語っている。ただし多くて5万円程度では、大したことはない。増加欄で件数をみると、明治37(1904)年頃から半期3,40件が続き、それまでの10件未満とは様相を異にしている。同表右欄の「保険料」は元帳記載で「保険料」と明示された分であって、増加欄の件数、金額とほぼ一致している。すなわち、運炭保険積立金では店部からの保険料受取を原資に社内保険が運営され、保険料蓄積分による運用益(利子)、沈没した石炭を引揚げて売却した「売却代」も原資に加わる。反面、減少欄も増加欄に匹敵するほどの金額であり、その内容は保険事故発生による弁済金(保険金)が主であり、遭難救助費や沈没炭引揚代等の支出も含まれる<sup>(1)</sup>。運炭保険積立金では保険事故が多発し、保険料積立をかなり食い潰したことが分かる。合名会社期の累計でみると、増加額は22万円、うち保険料受取が15万円強、弁済金等が16万円強であって保険料を上回っている。40(1907)年上期に弁済金等が7万円弱で、その前後と比べて異常に多いのは、沈没事故が特に多発したためであるが、2万円強の積立金残高では到底賄いきれず、5.4万円を他財源から補充している(振替源は記載なく不明)。この異常な処理を除けば、各期では保険料受取の範囲内に弁済金等が収まっており、前述のように僅かずつ残高が増加していた。

このように、保険事故のすくなかった前述の火災保険積立金とは異なり、運炭保険は保険事故の多発で、いわば自転車操業のごとく、辛うじて社内保険が成り立っていたのである。

ところで運炭社内保険の利用はどんな店部であったか。保険料額で整理してみると次のようである(単位円)。

	明 36 / 下	37 / 上	38 / 下	41 / 上
若松出張所	2,587	4,307	9,509	14,148
唐津 "	338	234	527	337
宇島 "		446	1,232	
門司支店			362	1,187
杵島出張員			936	543
佐世保 "			191	
呉 "				59
計	2,924	4,987	12,757	16,274

第6表 運炭保険積立金の推移および内訳（台名会社期）

(金額単位：円)

決算期	運炭保険積立金			増加額内訳				減少額内訳					
	件数	増加	減少	残高	件数	保険料	利子	売却代	その他	件数	保険料	弁済金等	その他
明35/下	2	9,682	53	9,628	2	9,621			61				53
36/上	4	352	2,909	7,071	3	139	213					550	2,359
下	7	3,611	2,353	8,329	5	2,924	182	504				2,181	172
37/上	10	6,201	3,665	10,865	7	5,054	214	571	362			3,350	315
下	39	4,190	1,280	13,775	30	3,353	279		558	1	179	699	402
38/上	50	15,514	13,354	15,935	45	12,746	374		2,394	6	4,838	6,961	1,555
下	40	14,115	10,819	19,230	36	13,005	475		635			10,819	
39/上	34	13,517	11,274	21,472	33	13,058	459			1	40	11,234	
下	30	12,347	7,530	26,289	28	11,725	551		71	1	1	6,736	793
40/上	33	68,460	68,132	26,616	34	13,462	570		54,428			66,361	1,771
下	29	15,062	15,644	26,034	18	11,964	664		2,434			15,644	
41/上	38	18,689	13,367	31,356	32	17,161	672		856	3	14	12,140	1,213
下	40	16,418	9,494	38,280	37	15,477	874	33	34			9,179	315
42/上	30	15,963	11,550	42,693	28	14,911	1,002		50			11,550	
下	21	11,697	7,166	47,224	21	10,901	796					7,166	
計	407	225,818	305,178,590		359	155,501	7,325	1,108	61,884	12	5,072	98,209	75,309

〔備考〕2)は「1月27日罹災網浜倉庫保管物弁済金54,223円」と諸口(少額の累積)であり、1)にも「入帳54,223円」があり、両建て処理となっている。

終始、若松が圧倒的な比重を占め(38/下は 75%、他の期は 87%前後)、他の店部が少額ながら加わっていく。もちろん石炭取扱店部のみである。

(1) 例示を 2, 3 してみると次のごとくである。

長崎店 「大阪送り春久丸積荷芳雄粉炭 100 屯沈没弁償金 650 円」

門司店 「神戸送り明寺丸積荷沈没弁償金 623 円(保険金額 778 円、救助費一切 314 円、売上炭代 470 円)

門司店 「神戸送り宝栄丸沈没弁償金 327 円(保険金額 777 円、遭難船救助費用 180 円、救助炭売上代運賃前貸戻 630 円)

これらの事例から、元帳記載の弁償金は、単純に保険金の場合と、保険金に救助費や沈没炭売却代を加減して差額を計上している場合が判明する。したがって第 6 表の弁償金等は沈没炭売却で負担が軽くなった数字であり、売却による軽減額は、弁償金等に含まれている分と「売却代」の欄の合計が実態である。

(2) 株式会社期

運炭保険積立金は合名会社期末に一旦解消され、株式会社期には残高零から再出発したが、運営方法は継続されている。第 7 表は同積立金が店部からの保険料を収入基盤としていること、それに蓄積保険料の運用益(利子)が加わること、保険事故による弁済金等が每期発生していることを示しており、合名会社期と基本的には運営ぶりは変わらない。ただし、店部へ保険料割り戻しがしばしば計上されているから(事情不詳)、保険料の実質は割戻分を控除してみるべきであろう。それにしても明治末期から大正初期にかけて、運炭保険積立金の規模は漸増して合名会社期末 4.7 万円を遙かに超え、大正 5(1916)年下期には 9 万円に達していた。つまり社内保険としての利用が増えたわけである。そして 6~10 年も拡大し続け、10, 11 年頃には 30 万円の残高にまでなっている。第一次大戦中に大いに利用され、戦後も一層利用が進み、10 年頃に拡大が停止した形である。

第7表 運炭保険積立金の推移および内訳（株式会社期）

(金額単位：円)

決算期	運炭保険積立金				増加額内訳				減少額内訳					
	件数	増加	件数	減少	残高	件数	保険料	利子	売却代	その他	件数	保険料	弁済金等	その他
明43/上	20	13,555	31	9,444	4,111	19	13,220			335			9,444	
下	27	15,576	22	6,366	13,321	26	15,423	153					4,270	2,096
44/上	22	14,219	28	11,861	15,678	21	13,945	274					9,838	2,023
下	21	11,171	37	10,353	16,496	16	10,759	329		83			10,353	
45/下		不明		不明	21,099									
大2/上	21	17,383	12	12,648	25,833	16	16,297	468		618	3	1,983	10,666	
下		不明		不明	36,413									
3/上	23	24,850	16	8,507	52,756	22	23,997	853			5	2,974	5,533	
下	27	22,556	26	14,490	60,821	26	19,682	1,368	139	1,367			12,952	1,538
4/上	24	23,857	28	15,296	69,382	21	21,788	1,611		458	3	6,941	7,897	458
5/上		不明		不明	79,463									
下	45	26,714	20	14,639	91,538	43	24,487	2,221			8	9,342	5,297	
10/上		不明		不明	279,962									
下	31	30,196	13	15,218	294,940	30	22,949	7,117		130			15,218	
11/上	34	35,302	32	26,752	303,490	33	27,838	7,464			4	8,948	17,804	
下	33	19,854	15	21,292	302,052	46	12,006	7,848			1	3,944	17,348	
計	328	255,233	280	166,866		319	222,391	29,706	139	2,997	24	34,132	126,620	6,114

〔備考〕弁済金等が1万円を超えている期が少なくないが、すべて数百円クラス、多くて3,000円までの諸口の集積である。

運炭保険の利用店部は次のように推移している。

(単位：円)	明 43 上	大 2 上	5 下		10 下
若松	12,228	15,453	20,397	若松	12,909
門司	861	170		石炭門司支部	2,191
仁川	72	75	43	同 長崎支部	130
唐津	57	8	369	福岡	332
呉	3			岡山	81
石炭部		70	2,416	元山	23
同長崎支部			631	唐津	6
杵島			373	玉	4
住之江			249	門司船舶掛	119
				店部別不明	7,153
計	13,221	15,776	24,478	計	22,948

株式会社期でも若松の比重が依然圧倒的な比重で、前 2 時点で 9 割超、後 2 時点で 8 割強を占めている。利用店部が多少入れ替わっているが、門司以外は少額である。運炭保険の運用は依然として若松であり、合名会社期から一貫した姿である。

保険事故は每期多数発生しているが、金額上は多くて 2 万円以下、11 年下期を除いてすべて受取保険料の範囲内であった。すなわち累計して 22 万円(保険料戻しを考慮しても 19 万円)に対し 13 万円であって、社内保険として収支的に成り立っていたのである。

### 3) 船舶積立金・船舶保険積立金

物産が運輸部門で若干の社船を保有していた以上、その付保が問題となるのは当然である。元帳には船舶関係の勘定科目が少なからず設定されており、しかも改廃もある。すなわち、「船舶元価」、「各船舶買入」「船舶勘定」など資産としての科目<sup>(1)</sup>と、「船舶積立金」「船舶別口積立金」「船舶保険積立金」「船舶償却積立金」「各船舶釜代積立」「各船舶修繕準備」「船舶大修繕積立金」「船舶補充資金」など積立金ないし準備金がある。保険問題は後者に含まれており、各科目の内容検討が必要となる<sup>(2)</sup>。検討の結果、保険問題を含むのは「船舶積立金」「船舶別口積立金」「船舶保険積立金」であることが判明した。以下、その考察を試みよう。

- (1) 明治 24 年上期以前には船毎の勘定があったが、その期に「各船舶買入」勘定に一括計上されるようになり(6 隻 27 万円)、27 年上期に「各船舶元価」(のち「船舶元価」に変更)となり(5 隻 41 万円)、それらの科目で船舶の取得・処分・減価償却が記帳され、各期末の簿価が知り得る会計処理であった。32 年上期から「船舶勘定」が不動産と並んで設け

られ、定着する(146万円)。

- (2) 「船舶償却積立金」は明治25年に一時的にみえ(残高2.5万円)、「各船舶釜代積立」は27年上期～30年上期、「各船舶修繕準備」は29年上期～30年上期に設けられているが、以後「船舶積立金」に包摂され、「船舶大修繕積立金」は43年下期～大正4年上期に存在した。いずれも名称通りの目的により設けられたものである。

- (1) 「船舶別口積立金」「船舶保険積立金」(第8表参照)

明治26(1893)年12月末に「船舶別口積立金」が設けられたが、頼朝丸・秀吉丸・筑紫丸3隻に関する同期の保険積立3,264円であった<sup>(1)</sup>。翌期末に有明丸を加えた4隻に関する保険積立があり、有明丸の保険金受取等もあって増加額は11,816円であったが、反面、秀吉丸の遭難損金が発生し(15,081円)、結局、998円の赤字となった。27年下期に「各船舶保険積立金」と改称、29年下期までに、該当船は変化したが、残高は増加して5.4万円となった。この間、保険事故は発生せず、積み立てる一方であった。しかし30年上期(1月26日)に残高5.4万円はいずれかに振り替えられて、「各船舶保険積立金」はなぜか消滅している。以上の事態が、船舶関係での保険積立の最初と思われる。

- (1) 同積立金の冒頭(12月末)に「汽船頼朝丸保険金額1万ポンド為受負特担分損ト全損受負トノ差金保険金額ノ百分ノ三ト見積リ置ク 26年下半季分 150ポンド」1,241円の記載があり、同様に秀吉丸7,800ポンド968円、筑紫丸8,500ポンド1,055円、計3,265円が初めて計上された。

第8表 船舶別口積立金・各船舶保険積立金

(金額単位：円)

決算期	件数	増加	件数	減少	残高	件数	積立金	遭難損金
明26/下	3	3,265			3,265	3	3,265	
27/上	5	10,818	1	15,081	998	5	10,818	15,081
下	4	7,990			6,992	4	7,990	
28/上	4	9,420			16,412	4	9,420	
下	5	14,227			30,639	5	14,227	
29/上		12,782			43,421		12,782	
下	3	11,434			54,857	3	11,484	
30/上			1	54,857	0			

- (2) 船舶積立金

明治33(1900)年上期から登場する船舶積立金も保険関係を含んでいた。すなわち、その勘定で保険料が受け取られ、保険準備積立が行われていたのである。第9表に見るとおり、冒頭に93万円の受け入れがあるが、32年下半季までに蓄積されていた各船元価償却積立37.6万円、



釜代積立 4.4 万円、保険積立 27.3 万円、修繕積立 6 万円、計 75.3 万円が引き継がれており、剣山丸、彦山丸、勝立丸、有明丸、愛宕山丸、富士山丸、阿蘇山丸の 7 隻別にその期分の償却・釜代・保険・修繕各積立が加わっている(7 隻計 17.7 万円)。この後も減価償却、保険、修繕の積立が続けられていく(釜代積立は 34 年で終了)。但し「各船舶保険積立金」が 30 年に解消してから 33 年までの間に上記の保険積立 27.3 万円がどう積み立てられたのかは明らかでない。

この勘定の仕組みはどうなっているのか。大修繕積立・釜代積立を財源にして修繕費等(取替費、新設備も多少含まれている)が賄われるが、時には賄いきれず船価償却積立に食い込んでいく。保険準備積立を財源に保険料が賄われ、各船毎に積立が、各船毎に保険料支払が区別されている。保険料では「倫敦 a/c」「船体保険料」「船名」「付保期間」「ボンド建保険金額」が記載されるか、その一部の記載か、各船一括か、表示は必ずしも一定していない。汽船については倫敦に送金して、現地の損保会社を使っていたと推測される<sup>(1)</sup>。また、小蒸汽小富士丸(保険料 50 円)、庫船(25 円)の船体保険料が増加側に計上されているが(33/上~35/上の每期)、汽船と違って計上のされ方からして社内保険ではないかと推測される。しかし 38 年下期に「第 1 犬島丸船体保険 5 万円に対する年 4 分 25 割、39 年 10 月 26 日迄 1 ヶ年分海保料 東京海上保険払 2,125 円」という記述からすると、社内保険でなく東京海上への付保があったことが知られる(第 4 犬島丸も同条件で 2,125 円)。ただ通覧しても上記のように社外保険が明示されている事例はほとんどみられず、例外であったのか、記載の曖昧さのため、社外・社内の区別が付かないのか、疑問が残る。とにかく 35 年上期以降、小蒸汽船の取扱隻数が漸増していることだけは確かである。

この仕組みからすれば、すなわち「船舶積立金」から保険料を社外に支払っていけば、保険事故の発生では保険金受取が計上されて当然と思われる。しかし同積立金には保険金受取が見当たらない。保険事故が皆無だからであろうか。38(1905)年下期においては、長白山丸の全損事故に保険積立金から 5 万円が填補されており、保険金受取は計上されていない<sup>(2)</sup>。33~38 年に数多くの修繕費が同積立金で負担されているが、海難事故の処理は長白山丸以外に見当たらない。いずれにせよ社外保険なら保険金受取がないことが不可解である。

「船舶積立金」の推移の中で大きな変化を第 9 表で追跡すると次のようである。

第 1 に、明治 35(1902)年上期に 27.1 万円の積立があるが、船舶別途積立金からの振り替えであった。その積立金の運用によって発生する利子が 12,210 円であって、その利子分が 27.1 万円に加わって、翌期も 28.3 万円についての運用利子が 12,759 円に増えるという具合である。船舶別口積立金は船舶保険積立金に改称したものの、27(1894)年以降元帳から姿を消していたはずであるが、上記のような振替があったということは、どこかで残存していたと思わざるを得ない。それを船舶積立金に吸収してしまったことを意味する。

そして同期に減少側で積立金 68 万円の減少が計上されているが、船舶減価償却の戻しである。なぜそのような処理が必要だったのか明らかでない。

第 2 に、38(1905)年上期に積立金減少 64.8 万円が計上されているが、「各船舶減価償却積立金戻ス 32.2 万円」と「別途積立金戻ス 32.6 万円」が含まれており、これまた事情が不明である。

第 3 に、39 年上期に積立金が 66.1 万円減少しているが、この期に再度設置された船舶保険積立金への振替である。別言すれば社船 11 隻の保険積立金を「船舶積立金」から独立の「船舶保険積立金」へ移したわけである。したがってこの期以降は、船舶積立金は保険関係とは無関係となったのである。因みに 41 年上期の積立金減少 39.6 万円は、「改正額と旧価格との差金船価償却積立金を以て補填す」とあるので、減価償却方法の変更による処理であろう。

第 4 に、保険準備積立は累計 103 万円であり、保険料支払が 32.5 万円、積立金取り崩し(長白山丸の全損補填)5 万円を控除した残り 66 万円が「船舶保険積立金の原資となったことを意味しよう。

- (1) たとえば「竜 a/c 139 剣山丸船体保険料本年 7 月 23 日より 12 ヶ月分 5,000 ポンド(料率、割引率など記載省略)11,348 円」や「竜 a/c 146 有明丸船体保険料本年 8 月 6 日正午より 12 ヶ月分 3,326 円」(いずれも明治 33 年 8 月 31 日)のような記載があり、富士山丸、愛宕山丸、勝立丸、阿蘇山丸、彦山丸にも数千円の支払がみられる。
- (2) 長白山丸関係を摘出すると、同積立金勘定の増加面で保険料戻 6,155 円、減少面で船価償却積立戻 12,250 円、大修繕積立戻 5,475 円、保険積立戻 8,536 円、「保険積立より長白山丸全損補填として支払 5 万円」が記載されている。

### (3) 船舶保険積立金

明治 39(1906)年上期に船舶積立金から分離独立して設定された船舶保険積立金では、合名会社期を通じて分離する前の保険関係処理が続いている(第 10 表参照)。すなわち、每期積立金が積み、その運用利子が加わるが、その累計は前者 25 万円強、後者 14 万円強で、利子も大きな財源になっている。保険料支払いは累計 12 万円弱、その大部分は社船船体保険料であり、倫敦送りで支払っており<sup>(1)</sup>、小蒸汽船 2 隻分もそれに加わっているが、1 年分の保険料支払なので、1 期おきの計上である。39 年上期の修繕費 19,317 円(富士山丸分)がやや目立つが、保険事故による弁済金・遭難関係費用は軽微なものばかりで、その負担は僅かである。そして 40 年上期には「長白山丸遭難ニ要セル費用ロンドン保険会社ヨリ入ル」として 1,175 円が受け取られている。要するに、合名会社期の同積立金での収支は充分成り立っており、特に問題はなかったといえよう。同積立金の残高は 91 万円強であり、一旦合名会社期末に他へ振り替えられて零になる。

第10表 船舶保険積立金の推移および内訳（合名会社期）

(金額単位：円)

決算期	船舶保険積立金		増加額内訳		減少額内訳		内訳					
	件数	増加	件数	積立金	利子	保険料戻	その他	件数	保険料	修繕費	弁済金等	その他
39/上	2	677,279		661,696	15,583							
39/下	4	59,392	7	41,080	16,637	1,675		5	32,876	19,317		989
40/上	4	60,192	9	41,080	15,122	2,815	1,175	2	1,418	5,187	337	
40/下	3	59,897	4	41,080	18,213	604		4	29,785			
41/上	2	52,488		33,160	19,328							
41/下	2	53,476	13	33,160	20,317			13	30,384			
42/上	2	54,234	4	33,160	21,074					969	2150	
42/下	2	48,307	4	32,060	16,247			2	24,373		263	5,343
計	21	1,065,265	41	916,476	142,521	5,094	1,174	26	118,836	25,473	2,750	6,333

次に、株式会社期ではどうであろうか。第 11 表にみるとおり、株式会社期の船舶保険積立金は零から再出発するが、積立金の積み増し、運用利子の累積で大正 4(1915)年上期の残高は 32 万円強にまでなっている。この間、社船と 2 隻の小蒸汽船の保険料支払が続くが(毎年 2~3 万円)、3 年上期に万田山丸の遭難事故が発生し、多額の負担を生じた(約 10 万円)。翌 3 年下期も引き続き万田山丸の修繕費等で 12 万円弱の負担が加わっている<sup>(2)</sup>。また、保険料が 10 万円を超えていることも大きな負担であった。30 万円を超える 3 年上、下期のこのような大きな負担は、同積立金の食い潰しや例年通りの積立では到底賄いきれず、3 年下期には万田山丸の保険金受取 5.7 万円やその他の処理<sup>(3)</sup>があるものの、「船舶補充資金」から 20 万円を充当している。

その後の経過を見ると、大正 4、5 年は大きな事故はなかったとみえ、積立金残高は増加している。特に 5 年下期の積増 17.6 万円が目立つが、大戦中の保険事故に備えての処置であろうか。そして 6~10 年の間に、積立金残高が 70 万円弱から 900 万円台に桁違いに拡大している。資料が欠如しているため断定できないが、第一次大戦後期から戦後にかけて、戦争による船舶被害が激増し、その対応として積立金を大幅に積み増したのであろう。

さらに大正 10(1921)年下期から 11 年下期にも大きな動きがある。まず 10 年下期には、船体保険料が約 20 万円支払われるが、付保先は子会社大正海上火災保険(物産の保険部門が分離独立)であった。外国損保会社や東京海上への付保をやめて、子会社利用に変更したのである。付保の規模も大戦前の時期とは様変わりにも多額となっている<sup>(4)</sup>。また、11.2 万円の「10 年下期社船保険積立金補助金船舶保険積立金利子より支出」の記載があるが(「その他」14 万円に含まれている)、いかなる意味を持つのか材料不足で明らかにできない。とにかく合計 40 万円近い支出は、多額の積立金 28 万円弱と、運用利子 23 万円弱で賄われているが、900 万円超の積立残高の運用から生ずる利子額が 20 万円を超えるほどに多額になっていることに驚く。なお、この期の積立金には遼東汽船分 5.2 万円が含まれ、運用利子にも同社分が 4.3 万円が含まれている。遼東汽船は実質上物産子会社なので、その所有船舶についても社船同様の処置が取られたものであろう<sup>(5)</sup>。

11 年上期には、10 年下期に続いて増加額、減少額共に 50 万円を超える多額な出入りであるが、その内容はいささか難解である。すなわち、一見多額の積み増し(30 万円)と多額な利子計上(22 万円強)は 10 年下期とほぼ同額であるが、保険料支払いは 4 万円、弁済金等は 9 万円弱、修繕費 1 万円で、合計しても減少要因は 14 万円程度であって、「その他」が異常に多く 43 万円に及んでいる。その内訳は、2 隻の「共同海損・単独海損分担金」10 万円強、「保険積立金 1/2 同保険積立金利子より補充すべき分」17.6 万円、「11 年上期保険積立金戻す」15 万円(社船分 12.3 万円、遼東汽船分 2.6 万円)で構成されている。なぜ積立金を巡りこのような処理を

第11表 船舶保険積立金の推移および内訳（株式会社期）

(金額単位：円)

決算期	船舶増加		船舶保険積立金		増加額内訳		減少額内訳		その他	減少額		内訳		
	件数	増加	件数	減少	残高	積立金	件数	利子		件数	保険料		弁済金等	修繕費
明43/上	1	30,937			30,937	30,937	1							
下	3	25,818	2	7,264	49,491	21,373	1	580	3,865	1	3,400	3,865		
44/上	2	20,998	4	20,183	50,307	20,334	1	665		4	20,183			
下	4	45,066	10	24,206	71,167	27,756	1	962 <sup>1)</sup>	16,348	8	23,574	632		
45/下		不明		不明	146,971									
大2/上	4	68,715	15	45,600	170,086	63,503	1	2,237	2,975	10	36,378	1,960	7,260	
下		不明		不明	206,277									
3/上	13	62,972	31	143,467	125,781	59,433	10	3,091	448	13	31,696	11,853	99,917	
下	19	478,494	50	289,459	314,816	69,737	12	3,985 <sup>2)</sup>	404,772	24	103,243	4,775	180,682	759
4/上		107,058		97,766	324,102	68,952	12	6,999 <sup>3)</sup>	31,107	15	39,200	1,517	23,431 <sup>4)</sup>	33,618
5/上		不明		不明	548,145									
下	2	190,090	11	62,066	676,169	176,551	1	13,539		7	36,750	644	2,673 <sup>5)</sup>	22,000
10/上		不明		不明	9,140,133									
下	9	549,273	12	531,502	9,157,904	278,129	3	226,029 <sup>6)</sup>	45,115	3	197,224	185,976		148,302
11/上	9	527,726	24	571,761	9,113,869	299,742	4	224,567	3,417	2	40,597	88,683	10,088	432,393
下	1	228,382	10	218,956	9,123,295			228,381		2	172,535	6,399		40,022
計	67	2,335,529	169	2,012,230		471,116,447	47	711,035	508,047	89	704,780	306,304	324,051	677,094

〔備考〕

- 1)は「万田山丸、剣山丸、彦山丸及富士山丸保険料ノ内 288日分振替 13,004円」「第1、第4次島丸保険料ノ内 359日分振替 3,344円」、
- 2)は「万田丸遭難a/cノ内船舶補充資金ヨリ補給入、200,000円」「万田山丸船価整理差金 71,500円」、「万田山丸a/c 保険会社ヨリ入 57,306円」「船体保険料支払高ノ内一部振替(10隻分) 67,190円」を含む。3)は「金剛山丸修繕費戻す(保険積立金より可入分) 23,431円」を含む、4)は「社船10隻未経過保険料 30,542円」を含む、5)は「社船船員航海安全奨励金」、6)は「保険会社救助費負担 43,364円」を含む、7)は「10/下社船保険積立金補助金船船員航海安全奨励金 35,911円」、8)は「大正10年度航海安全奨励賞与金」。

必要としたのか理解できないが、少なくとも両建処理で表面的に出入り額が膨脹していることは確かである。仮に両建処理分を相殺すると、積立金 15 万円(=30-15 万円)、利子 5 万円(23-18 万円)が純増加分と計算される。とすれば 11 年上期は積立と利子合計 20 万円によって前掲の保険料 4 万円の支払、弁済金等 9 万円、海損分担金 10 万円を負担したという見方ができよう。10 年下期が多額の保険料支払、多額の弁済金等負担をしたのとはかなり事情を異にする。

11 年下期にはまた事情が一変し、積立はなく、運用利子 23 万円だけが財源で、多額の保険料を賄っただけの単純な姿である。社船の付保が 1 年払いのために毎期でなく、隔期に負担が発生しているわけである。また、弁済金等が僅かな負担で済んでいる。

なお、10 年下期には「10/下社船保険積立金補助金社船保険積立金利子より支出」112,391 円があり、11 年上期にも前述のような利子から積立金への振替があることから、積立金残高がきわめて多額になって、その運用利子が大きな財源に成長、それを活用することが考えられたのであるまいか。運用利子の多額さは、他種の保険積立金では考えられぬ程の大きさである。

- (1) たとえば明治 39 年 10 月 24 日「社船保険料 London 払 £2,558 25,384 円」や 40 年 1 月 19 日「阿蘇山丸、三日月丸浮流水雷ニ対スル保険料竜動ニテ支払分 £221 225 円」のようにロンドンでの保険料支払いを示す例は多数ある。
- (2) 大正 3 年 10 月に「万田山丸 Newcastle ニテ修繕費引当トシテ倫敦支店へ電送金 108,030 円」と同修繕費等 12,213 円が計上されている。
- (3) 「万田山丸船価整理差金 71,500 円」や「社船船体保険料支払高の内 1914 年 11 月～1915 年 9 月分振替(10 隻分)67,189 円」が収入面で計上されているが、いかなる事情での処理か今ひとつ明らかでない。
- (4) 船体保険料の計上が船別でなく一括されているので、付保対象の増加なのか(隻数の問題)、保険料率の高騰なのか解明し得ない。
- (5) 20 万円の船体保険料に遼東汽船分が含まれている可能性があるが、一括計上のため検証できない。

#### 4) 小蒸汽積立金・小蒸汽保険積立金

##### (1) 小蒸汽積立金

明治 37(1904)年上期の元帳に「小蒸汽積立金」は設定されるが、「船舶積立金」から 6 月 13 日付で「小蒸汽船積立金 25,747 円」が振り替えられて出発した<sup>(1)</sup>。

それまでの汽船・小蒸汽船船を一括して取り扱っていたのを独立させたのは、後者の件数がかかなり多くなり煩雑になってきたことを反映していよう。「小蒸汽積立金」は明治 39 年下期から「小蒸汽並船積立金」と改称されるが、当初から一貫して小蒸汽船、船、庫船が取り

扱われている。その仕組みは次のようである。

毎期ある程度の額が積立てられ、保険料、船舶使用料、浮標使用料を受け取り、これらを財源として修繕費、保険事故の弁償金(保険金)や諸費用が賄われる。すなわち社内保険の運営が含まれているわけである。そして 39 年上期に積立金の一部が分離され、小蒸汽保険積立金が設定されている。したがってそれ以後「小蒸汽積立金」は前述のように「小蒸汽並舢船積立金」と改称するとともに、一応保険関係はやめたことを意味する。それまで積立額は「償却積立金」「保険積立金」、単に「積立金」のように期によって区々な表現で記載されていたが、分離後は償却および修繕のための積立金となったと推測される。

それでは合名会社期の「小蒸汽積立金」の内容を検討してみよう(第 12 表参照)。

明治 37 年上期に 2.6 万円の残高で出発した「小蒸汽積立金」は毎期積まれる積立金を主とし、少額ながら保険料、使用料を加えて、合名会社期末までに 22 万円の残高にまで拡大した。分離するまでの積立額の累計は 10.4 万円、保険料は 1.7 万円、使用料は 1.9 万円であったから、保険料収入は僅かなものであった。分離までの間に修繕費は 3.6 万円、保険事故は見当たらず、収支は充分償われ、積立金は漸増して 10 万円を超えるまでになっていた。因みに分離後の「小蒸汽並舢船積立金」の運営に付言すれば、積立額は修繕費を大幅に上回り、積立金残高は毎期増大していく<sup>②</sup>。そして合名会社期末の残高 22 万円はいずれかの勘定に振り替えられ、期末残高は零で終わっている。

- (1) 正確には 37 年上期の「小蒸汽積立金」では「積立金前期より振替高 24,085 円」「当季中積立保険料 1,670 円」とあるので、既存の前者と同期に積立られるべき後者とが船舶積立金から分離したわけである。
- (2) 同積立金の増加・減少両面で「その他」が時に多額になっているが、処理相違のための取消・訂正が多く、両面で両建て表示されているから、相殺して表から外す方が見やすいかも知れない。ただ、減少面の「その他」には、船舶の売却損が約 3 万円含まれている。なお、分離後の 39 年下期に香港で発生した海難事故(舢 11 隻)による保険金支払 2,870 円、復旧費 4,834 円、41 年下期に沈没事故 2,720 円、同 447 円が発生しているが、なぜか分離後でも同積立金で負担している。

## (2) 小蒸汽保険積立金

### ①合名会社期

明治 39(1906)年上期に設定された「小蒸汽保険積立金」は、前述のように当初、「小蒸汽積立金」より積立金 29,735 円を引き継いで発足した。41 年上期から「小蒸汽舢船保険積立金」と改称、42 年上期に「小蒸汽保険積立金」に戻っているが、内容は当初から一貫して小蒸汽船・舢船を専門に取り扱うことで変わらない。その仕組みをみると、一つには社内保険

第12表 小蒸汽積立金の推移および内訳（各会社期）

（金額単位：円）

決算期	小蒸汽積立金						増加額内訳				減少額内訳			
	件数	増加	件数	減少	残高	積立金	保険料	使用料	その他	積立金戻	保険料戻	使用料戻	修繕費	その他
37/上	40	42,236	6	2,186	40,049	25,755	1,125	14,728	628		821		1,366	1
下	47	17,713	17	4,159	53,603	13,500	2,746	129	1,338				3,917	242
38/上	44	23,366	25	8,549	68,419	14,817	4,188	3,460	901			100	8,342	107
下	24	27,416	28	12,185	83,650	22,683	3,697	465	571	40	785		10,472	888
39/上	23	33,890	35	42,656	74,883	27,861	5,781	249	1	1)	29,736		11,723	1,118
下	18	42,957	25	22,820	95,020	31,614	260	339	10,744		1,040	40	13,081	8,659
40/上	9	41,587	38	30,434	106,173	38,307		279	3,001				22,314	8,120
下	12	61,204	38	39,238	128,139	39,233	270	207	21,494		1,720		10,524	26,994
41/上	19	58,355	56	42,063	144,431	43,033	4,478	174	10,670				31,325	10,738
下	6	52,994	41	29,837	167,588	45,578		721	6,695				20,803	9,034
42/上	2	58,401	34	29,598	196,391	58,401			0				21,390	8,208
下	3	49,022	38	25,015	220,397	48,717		99	206				15,763	9,252
計	247	509,141	381	288,740	1,378,743	409,499	22,545	20,850	56,247	40	4,445	140	171,020	113,095

〔備考〕

1)は「小蒸汽船及船二対スル保険積立金戻シ 29,736円」（小蒸汽保険積立金へ移す）、2)は「香港船11艘沈没弁償金戻シ 二付戻ス 4,834円」「香港陸生小蒸汽 並船船復旧費予算高 4,550円」を含む、3)は「門司小蒸汽満之浦丸新造費及経費戻シ 15,777円」「若松小蒸汽田島丸新造費戻シ 二付戻シ 4,150円」「万田山丸外之陸船陸船戻シ 二付戻シ 1,450円」、4)は「小蒸汽満之浦丸新造費 15,400円」「若松小蒸汽田島丸改造費 4,150円」「大阪府 10 艘売上代ト原価ノ差 6,087円」を含む、5)「剣山丸神戸ニ于修繕費戻シ 1,483円」を含む、「今期中利息 1,110円」を含む、6)は「剣山丸神戸ニ于 修繕費 7,570円」「長崎店段平船 10 艘売却代ト原価ノ差金戻シ 1,483円」を含む。

と見られ、保険料受入が主たる財源で、積立金の累積から生ずる運用利子が加わり、保険事故に際しては弁済金(保険金)等を支払うもの、二つには保険料を損保会社に支払う社外保険も併用されている。社内保険が主で、件数が多く、社外保険は例外的である<sup>(1)</sup>。

第13表によれば、合名会社期を通じて保険料受取は4.5万円、運用利子は0.6万円で、積立金残高は3万円弱から6.5万円まで増加している。それに対して弁済金は、5件9,771円で、39年下期のみは保険料を僅かに超えたが、他期は発生しないか、保険料を大幅に下回るかで、社内保険は十分にペイしていた。他方、保険料の社外支払は4件3,391円で少額である。合名会社期末に残った積立金64,836円は他勘定へ振り替えられ、残高零となった。

(1) 社外への保険料支払は、41年上期に①沖の島丸、保険金額4.5万円、1年料率3.5%、保険料1,575円、東京海上へ支払、②上海支店の模様で、1年、保険料195円、42年上期に③沖の島丸、保険金額4.5万円、1年、料率3%、船体保険料1,575円、東京海上へ支払(料率が異なるのに保険料同額は疑問、3.5%の誤りと推定)、42年下期に④「本洞丸神戸にて新造門司へ回航保険料 56円」の計4件のみである。いずれも保険事故は発生していない。

## ②株式会社期

株式会社期には、積立金の名称は第14表右欄に示したように、いろいろ変化しているが、内容は同一であるから連結してみることにする。ただし、元帳が多く欠如しているので、連続性に欠けるのはやむを得ない。合名会社期と同様、社内保険と社外保険が並存し、時期によって両者の比重が異なる。すなわち、明治43(1910)年上期は社内保険が多く、翌期から大正初期まではむしろ社外保険が多く、3年上期以降では社内保険が圧倒的に多い。同積立金の財源は、大正2年までは毎期の積立額で社外保険料支払と弁済金(保険金)等を賄い、余剰分が積立金増となっていた。積立金残高は零からスタートして3万円超までになった。その後、社内保険料受取が中心となり、積立金運用による利子が漸増していき、社外保険が下火となり、保険事故もあまり発生しなかったから、積立金は漸増を続け、4年上期には6万円を超えている。元帳の欠如している5~10年の間に社内保険は活発であったとみえ、10年上期末には残高は30万円を超えるに至った。10年以降の保険料受取と利子・積増額は毎期2~3万円で、弁済金等を十分に賄って余裕があった。株式会社期を通じて、社外保険については保険金受取の記載が見当たらず、10/下期の筑豊丸の全損・救助費約1万円は同積立金で負担しているし、11/上期の船隻の海難事故も同様である。

社内保険の依頼店部について明治43年上期でみると、香港(1,946円)を筆頭に門司(1,590)、若松(1,214)、大阪(691)、台南(500)、漢口(348)、長崎(316)、神戸(146)、横浜船積所(129)、口之津(104)、名古屋(75)の11店計7,059円が判明した。以後の期ではたとえば「大正3年

第13表 小蒸汽保積立金の推移および内訳（合名会社期）

(金額単位：円)

決算期	小蒸汽保積立金				増加額内訳				減少額内訳				勘定科目
	件数	増加	件数	減少	件数	保険料	利子	その他	件数	保険料	弁済金	その他	
39/上	1	29,735		29,735				29,735					小蒸汽保積立
下	27	5,241	2	5,573	27	5,241				5,573			"
40/上	26	11,095	2	4,069	25	7,238		3,857	1	706			"
下	16	5,122			15	4,187	935						"
41/上	33	13,677	6	4,259	30	12,247	1,110	320	6	4,259			小蒸汽船保積立
下	9	4,719	3	3,070	8	3,425	1,294		1	348	2,720		小蒸汽船保積立金
42/上	17	9,416	4	2,117	16	7,973	1,443		3	1,671	446		小蒸汽保積立
下	22	6,049	4	1,127	21	4,873	1,176		3	96	1,032		"
小計	151	85,054	21	20,215	142	45,184	5,958	33,912	14	7,080	9,771	3,364	"

〔備考〕増加額内訳「その他」29,735円は「小蒸汽船及船保積立金」で、「小蒸汽積立金」から移したものの。

第14表 小蒸汽保積立金の推移および内訳（株式会社期）

(金額単位：円)

決算期	小蒸汽保積立金				増加額内訳				減少額内訳				勘定科目	
	件数	増加	件数	減少	件数	保険料	利子	積立	売却代	その他	件数	保険料		弁済金
明43/上	12	7,179	3	2,055	5,124	11	7,059			120	1	1,575	480	小蒸汽保積立
下	7	7,795	10	3,679	9,240		80	7,580		135	7	2,913	720	"
44/上	8	9,710	9	4,909	14,041	1	300	8,105		1,141	4	3,445	999	465
下	3	7,793	4	1,656	20,128	1	126	7,393			3	1,446	210	"
45/下					32,131									"
大2/上	4	8,484	4	6,065	34,550		606			7,878	4	6,065		小蒸汽保積立金
下					40,818									"
3/上	3	9,425	5	6,386	43,857	2	8,665	760			4	5,450	936	"
下	6	12,569	5	3,803	52,623	2	8,665	1,103		2,801	3	1,023		小蒸汽船保積立金
4/上	4	11,051	2	1,272	62,402	2	8,700	1,462		889			1,273	"
5/上					83,047									"
下	8	17,384	4	7,909	92,522	7	15,269	2,113				7,831	77	小蒸汽船保積立
10/上					309,137									"
下	9	29,598	12	14,821	323,914	4	20,951	8,178	455	15	5	964	13,857	"
11/上	12	24,195	16	3,428	344,681	9	15,500	8,339	355	6	6	114	3,314	小蒸汽船保積立金
下	8	24,796	4	815	368,662	5	2,910	9,063	32	1	1	85	730	"
小計	84	169,979	78	56,798	44,881,452	32,142	35,869	842	12,979	38	23,080	7,871	22,596	3,245

〔備考〕大正10年下期の「弁済金」13,857円は「三池支店管理第4住之江丸船体保積立金救助料其他3,874円」「門石管理#5、#38、#44、#47筑豊丸全損、救助費、船体保積立金 9,749円」を含む。

下半季小蒸汽船保険料 5,319 円、艇船同 3,346 円」のごとく一括されて店部別は不明である。

また、社外保険ではほとんどが船体保険料であり、明示されている限りはすべて東京海上への支払である。その模様は第 15 表の通りである。同一船が繰り返し登場する場合があること(特に小樽店所属船)、保険料率が船によって大きな違いがあることが窺われる。

第 15 表 小蒸汽保険積立金における社外保険の内容

(金額:円、料率:%)

決算期	船名	保険金額	期間	料率	保険料	付保先
明43/下	千歳丸	8,000	1年	7	560	不明
	豊平丸	8,000	〃	7	560	〃
	砂川丸	11,000	〃	6	660	東京海上
	石狩丸	11,000	〃	6	660	〃
44/上	新高丸	15,000	〃	5	750	〃
	地球丸	5,000	〃	7	350	〃
	沖の島丸	25,000	〃	3.5	1,225	〃
	豊平・千歳丸	8,000	〃	7	1,120	〃
44/下	小樽艇船				126	〃
	砂川丸	11,000	〃	6	660	〃
	石狩丸	1,000	〃	6	660	〃
大2/上	宝丸	16,000	〃	7.5	1,200	〃
	彦島丸	54,000	〃	3.5	1,890	〃
	万田山丸	40,000	〃	3.5	1,400	〃
	沖の島丸	45,000	〃	3.5	1,575	〃
3/上	浮島丸	100,000	〃	9	900	〃
	彦島丸	50,000	〃	3.5	1,750	〃
	沖の島丸	40,000	〃	3.5	1,400	〃
	万田山丸	40,000	〃	3.5	1,400	〃
3/下	豊平丸	6,000	〃	7	420	〃
	千歳丸	6,000	〃	7	420	〃
	三井号				183	〃

それでは保険の対象となった小蒸汽船・艇船の付保状況を各船別に掲げてみよう。第 16 表は、小蒸汽積立金から小蒸汽保険積立金までを連結して判明する合名会社期についてである。各船毎に保険金額、期間、料率、保険料を掲げたが、それによって付保の規模・内容が示せると考えたからである。ただし、元帳の記載が時に要件を欠き、また幾隻か一括されている場合もあって、統一的・網羅的に示せてはいないが、概要ないし趨勢は把握できるであろう。

第 1 に、保険金額は船の規模を反映しているとみられるが、大小かなりの格差がある。そ

して数年間を通じて不変もあるとともに、若干の増減もある。保険金額が不明でも保険料が不変であれば、同額と推定されよう。

第2に、付保期間は半年間が圧倒的多く(保険料に\*印)、1年間は数隻に止まる(同#印)。半年契約であれば、冒頭の菖蒲丸のように毎期登場してよいはずであり、1年契約ならば隔期に登場するはずであるが、第16表では中間が抜けている形になっている船も多い。空白期間は付保しなかったとは考えにくく、元帳記載の不十分さが禍していよう。むしろ前後関係から実際は継続していた公算が大きい。ただ、1期しか登場しない船、途中から消えた船は、売却されたか、社内保険を中止した可能性がある。

第3に、多くの場合は船体保険であるが、僅かな事例として時にA地からB地への回航であったり<sup>(1)</sup>、御用船となって割増保険料を取得したり<sup>(2)</sup>、船体保険以外は短期契約であった。また、同一船が他店に貸し出されることもあり、同一期に2度保険契約がむすばれることになる(三井号は馬尼刺や漢口に貸し出されて、その期間だけの契約となっている)。

第4に、保険料率であるが、保険金額に対して何%という表示であり、第16表では5%が圧倒的に多い。しかし同時期で船によって差があり、リスク評価を異にしているためであろう。傾向として第16表の時期では5%から4%へと下がっており、さらに3%も現れているが、依然として7%の船もある。

第5に、社内保険であるが41/上期だけに「社内保険料」の表示があるものとならないものが区別されている。同一船で双方の記載があるのは、時期を異にしているためである。たとえば鶴の江丸は41年1~5月は社外保険、6~11月は社内保険という具合である。その期の前後では、そのような区別表示がないので断定できないが、社内保険もあるのかも知れない。とにかく41年上期で検証できたことは幸いである。

(1) たとえば回航保険料の例を2つ挙げてみよう。

10年下期「門司管轄山野丸回航保険料 唐/門往復 2,000円 0.6%」12円

11年上期「横浜石炭支部所管小蒸汽伊田丸 門/浜回航保険料 保険金額 3,000円 100円に付 1.5円」45円

いずれも期間。距離を考慮しての保険料率で、船体保険料よりはるかに低率である。

(2) 小富士丸と田川丸がその例で、前者では半年間、保険料の2割増、後者は4ヶ月間保険金額の1%増となっている。

第 16 表 小蒸汽保険の各船別

(金額単位:円、料率:%)

		37/上	37/下	38/上	38/下	39/上	39/下	40/上	40/下	41/上	社内保険
菖蒲丸	保険金額	8,000	8,000				8,000	8,000	8,000	8,000	8,143
	料率		5				4	4	4	4	3
(口の津)	保険料	* 200	200	* 200	200	200	* 160	* 160	* 160	122	* 122
鶴の江丸	保険金額									13,000	12,049
	料率									4	4
(長崎)	保険料	* 300	49			325	260	* 260	260	180	* 241
早崎丸	保険金額	8,500	8,500		8,500				8,500	8,372	8,372
	料率	2	5						4	3	3
(口の津)	保険料	212	* 212	212	* 212	212	170	* 170	170	58	* 126
三井丸	保険金額		3,000				3,000		3,000	1,405	
	料率		5				4			3	
(長崎)	保険料	* 75	* 75		75	75	* 60	* 60	60	6	
地球丸	保険金額						1,000				
	料率						8				
	保険料						5				
三池号	保険金額		18,000	18,000		18,000	18,000	17,019			17,019
	料率		5	5		5	5	5		5	5
(香港)	保険料		450	* 450		450	* 450	* 425		425	425
三井号	保険金額		16,000	16,000		16,000	16,000	16,825			16,835
	料率	5	5	5		5	5	5		5	5
(香港)	保険料	* 400	400	* 400		400	* 400	* 420	227	421	* 421
サンチン号	保険金額		4,500	4,500		4,500	4,500	4,531			4,531
	料率	5	5	5		5	5	5		5	5
(香港)	保険料	* 113	113	* 113		113	* 113	* 113		113	* 113
香港鯨	保険金額			12,000		12,000	19,026				19,026
25隻	料率	5		5		5	5			5	5
(香港)	保険料	* 300	23隻	* 300		300	* 476	* 564		564	475
孔雀丸	保険金額		3,000		3,000		3,000	3,000			
	料率		5				4	7			
(門司)	保険料		* 75		4		* 60	* 60			
大浦丸	保険金額		7,500				7,700				
	料率		5				4				
(門司)	保険料		* 188				* 154				
山野丸	保険金額		8,000				8,500	8,500			
	料率		5				4	7			
(門司)	保険料		* 200				* 170	* 170			
浮島丸	保険金額		16,000				17,000	17,000			
	料率		5				4	7			
(門司)	保険料		* 400				* 340	* 340			
田川丸	保険金額		9,500		9,500		4,700	9,700			
	料率		5		1		4	7			
(門司)	保険料		* 238+48		32		* 194	* 194			
三池丸	保険金額	13,500	13,500				13,500	13,500			
	料率	5	5				4	7			
(門司)	保険料	* 338	338				* 70	* 270			
伊田丸	保険金額						9,900	9,900			
	料率						4	7			
(門司)	保険料		60				* 198	* 198			
古城丸	保険金額						13,600	13,600			
	料率						4	7			
(門司)	保険料		325	* 325			* 272	* 272			
小富士丸	保険金額		3,500				1,500				
	料率						4				
(口の津)	保険料		* 87+8	105	105	38+4	30				
那智丸	保険金額		6,000				6,000	6,000			
	料率		5				4	4		4	
(神戸)	保険料		#300		300		#240	240			
海庫丸	保険金額		2,680				2,680	2,080			
	料率		5				4	4			
(神戸)	保険料		#134		134		#107	107			
海倉丸	保険金額		2,720				2,720	2,720			
	料率		5				4	4			
(神戸)	保険料		#136		136		#09	109			
日宋丸	保険金額							5,500			
	料率							7			
	保険料							* 110			
河洋丸	保険金額										
	料率										
(長崎)	保険料							* 180			
大阪丸	保険金額							14,800			
	料率							4			
(大阪)	保険料							592			

足田丸	保険金額					6,000			
(大阪)	料率					4			
	保険料					240			
瓊の浦丸	保険金額		11,000						10,330
	料率		5						3
	保険料		* 275		500		* 400		246
満ノ浦丸	保険金額						18,000		
(門司)	料率						4		
	保険料						199		
深津江丸	保険金額						9,000	9,228	9,228
(長崎)	料率						4	3	3
	保険料						*180	38	*138
白鳥丸	保険金額						98,700		93,982
外8隻	料率						4		4
(門司)	保険料			1,600			*1,974		*1,880
名古屋丸	保険金額							5,500	
(名古屋)	料率							4	
	保険料							*193	
沖ノ島丸	保険金額								60,000
(門司)	料率								4
	保険料								*2,400
長崎丸	保険料			350	250				
千歳丸	保険料					85			
豊平丸	保険料					74			
砂川丸	保険料					431			
砂川・石狩丸	保険料					96			
大阪・芦辺丸	保険料					832			
一括	保険料	1,670		1,572	2,137				

[備考]1. 保険料の\*印は半年契約のもの、#印は1年契約のもの。田川丸・小富士丸の+印は割増保険料。一括は船別に表示されず一括のもの  
2. 社内保険は41/上期で「社内保険」の表示があるもの(41/上期の外数)。

## 5) 戦時保険

第一次世界大戦が勃発し、戦時保険の問題が発生した。「戦局の拡大につれて戦争保険料率が騰貴し、各保険会社が戦争保険の引受けを中止したため、その応急策として三井物産では本店業務課に臨時保険事務取扱掛を設け、社内戦時保険の取扱いを始めた<sup>(1)</sup>」といわれる。物産元帳には大正3(1914)年8月10日から「戦時保険勘定」が設置されているが、上記の「社内戦時保険」のことである。戦時保険については「大戦勃発による戦時保険の付保困難時には、政府による戦時海上保険補償法が実施(大正3年9月12日)されるまでの間、社内戦時保険を自営した。この付保金額は1,230万円余に達して大きな損害もなく経過し、大正11年上期をもって取扱いを結了した<sup>(2)</sup>」ともいわれる。

それでは元帳のおける「戦時保険勘定」ではどのようなことが分かるか。

大正3年下期の同勘定で仕組みをみると、受入側では8月10日から10月末までに127行の記載があり、「戦時保険承諾書#1 孟 4,865円」のような表示が大部分を占める。但し承諾書につけられた「#1」以下の一連番号は、最終#194まであって、一応194件あったと推定されるが、時に欠番があってそれが何を意味するか明らかでない。「孟」は孟買店の略であり、帳簿上正式記入事項ではなく、担当者のメモ的記入であるが、依頼店を知る手掛かりとして重要である。反対側では「取消請書 #13、14 営 1,237円」や、内容訂正、「戻し」(内容説明なし)など減少要因が記載されている。その行数は多く(60行)、一旦承諾したものの修正も多かったことを物語っている。戦時保険承諾の内容記載(たとえば期間、料率、保険料など)が

ないため、依頼の事実と金額を知るのみであり、元帳からではアプローチに限界がある。

第 17 表は、大正 3 年下期について戦時保険勘定の記載内容を整理したものであるが、次の点が指摘できよう。

第 1 に、20 店部が利用しており、国内店と海外店が半々である。主要店が網羅されているものの、海外で台湾、豪州が抜け、中国、東南アジア、北米西海岸では一部に限られている。危険水域、積荷が関係しているのであろうか。

第 2 に、依頼額では横浜を筆頭に、小樽、営業部、倫敦、機械部が多く(7~15 万円)、大連、神戸、紐育、大阪が続くが(2~3 万円)、それ以外は僅かである。つまり金額的には利用店部が偏っている。件数も金額にほぼ比例して、多額な店部は多い(例外は倫敦と大連で、大口があるため件数は少ない)。

第 3 に、取消・訂正も横浜、紐育、機械部、倫敦、小樽、神戸で多くみられるが、依頼額との差引きを純額とみれば、やはり依頼額の多い店部とほぼ同様な結果となる。

第 4 に、同表の依頼額で 1 件 1 万円以上が 14 件あるが、すべてが 1 件当たり多額とはいえない。小樽の 97,150 円、倫敦の 86,539 円、大連の 38,410 円、横浜の 32,323 円、大阪の 10,193 円は確かに単独で多額であり、その内容に興味をそそられるが、他 9 件は複数口の合体である。機械部の 37,232 円は 12 口、営業部の 20,993 円は 10 口のごとく、いくつかの案件をまとめて依頼しているが、反面、営業部の 61,070 円は 2 口であるから、実質上大口である。

そして翌 4 年上期には、第 17 表下欄にみるごとく、依頼は僅かとなり、取消・訂正が若干あるのみとなる。戦時海上保険補償法が 3 年 9 月に施行され、物産でも全面的に同法に依存する措置が取られ、社内保険取扱が不要となったのであろう。物産元帳の「戦時保険勘定」での記載は、3 年下期期末残高 551,401 円、4 年上期末 518,033 円で終わっているため、社内保険の受入はごく短期間であったとみられる<sup>(3)</sup>。前掲『100 年史』が自営した社内戦時保険の付保金額を 1,230 万円としているが、元帳からはそれほどの巨額は検出できず、何を意味しているのか、その根拠を含めて疑問である<sup>(4)</sup>。

なお、「戦時保険勘定」では、保険事故発生による保険金支払とみられる記載はなく、設定後短期間であったため、該当がなかったのかも知れない。

- (1) 『稿本三井物産株式会社 100 年史 上』 386 頁。
- (2) 同上。この記述は『三井物産沿革史』(第 4 編業務編業務第 4 期、第 6 章第 4 期に於ける当社の業務成績 3 其他の業務の成績)とほぼ同文であり、社内戦時保険についてこれ以上のことは分らない。
- (3) 大正 5 年上期の元帳には「戦時保険勘定」の科目はなく、おそらく他勘定へ振り替えられたと推測される。前掲『沿革史』が「11 年下期ヲ以テ此取扱ヲ結了シタ」と述べてい

第17表 社内戦時保険申込状況

大3/下	(金額単位:円)																			
	器械部	営業部	小樽	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	三池	長崎	京城	大連	上海	香港	新加坡	孟買	甲谷他	桑港	紐育	倫敦
件数	37,232	11	60	66,974	473	1,056	350	120	77	4,500	563	38,410	486	2,100	273	4,865	27	2,200	23,034	1,125
金額計	70,100	93,779	119,366	150,537	2,135	26,193	34,327	120	154	5,348	1,769	38,830	4,203	2,673	273	13,734	382	2,200	31,069	88,292
申	25,269	20,993	9,649	200	78	325	20,208	77	77	500	1,206	420	3,717	573		4,138	355		3,998	86,539
	2,081	1,155	97,150	28,413	1,279	10,888	166			348						471			698	285
	986	3,897	1,200	5,161	20	49	144									236			1,930	343
	373	1,015	780	884	220	114	5,513									4,024			1,403	6
	840	842	2,434	32,314	36	1,734	958													
	90	1,286	2,300	11,278	29	1,017	194													
	84	63	1,200	1,400	122	1,516	137													
	360	23	800	3,913		166	137													
	185	24	710			14	798													
	6	61,070	1,000			9	798													
	300	72	120			39	483													
	56	280	640			110	483													
	83	605	1,323			88	483													
	2,130	2,428				253	483													
						10,193	798													
件数	15	15	14	9	7	16	17	1	2	3	2	2	2	2	1	5	2	1	6	4
金額計	70,100	93,779	119,366	150,537	2,135	26,193	34,327	120	154	5,348	1,769	38,830	4,203	2,673	273	13,734	382	2,200	31,069	88,292
解	-14	-1237	-15,795	-350	-291	-69	-80		-77			-875	-486			-4,865			-4,186	-11,197
	-158	-975	-2,755	-2,755	-89	-1,710	-5,520					-420	-61			-283			-1,655	-3,320
	-2,022	-858	-28,746	-22		-1,380	-1,380					-481				-4,137			-1,148	
	-1,080	-63				-350	-350					-3,255							-193	
	-416	-60				-483	-483												-12,458	
	-40	-21				-798	-798													
	-52	-1,100				-798	-798													
	-434	-347				-798	-798													
	-8,003	-327				-483	-483													
	-962	-212				-483	-483													
	-2,197																			
件数	12	11	1	3	3	1	12	1	1			4	2	2		3			5	2
金額計	-16,082	-7,459	-15,795	-31,851	-402	-69	-13,669	120	-77	5,348	1,769	33,799	3,656	2,673	273	4,449	382	2,200	11,429	73,775
差引	54,018	86,280	103,571	118,686	1,733	26,124	20,658	120	77	5,348	1,769	33,799	3,656	2,673	273	4,449	382	2,200	11,429	73,775
大4/上	器械部	営業部	小樽	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	三池	長崎	京城	大連	上海	香港	新加坡	孟買	甲谷他	桑港	紐育	倫敦
申込			-1,900			-3,250						60				13,394			189	455
解			-10									-241				-13,394			-4,525	-7,829
			-20																-234	-455
			-55																-698	-624
			-57																	
			-140																	
			-70																	
			-122																	
			-243																	
			-139																	

(備考) 1. 店舗名は本店、内地店、外地店の順とした。各店舗内では申込順とした。2. 申込金額の多くは単独口であるが、時には複口一括もある。したがって件数は一括も1件と数えてあるので、実際は表示より多い店舗もある。  
3. 神戸店では申込金額、解除金額で同金額がみられるが、取消もしくは訂正であるので、実際はその分を考慮してみる必要がある。

るのは、戦時保険の最終処理がそこまでなかったという意味で、元帳での「戦時保険勘定」の閉鎖とは無関係であろう。

- (4) 元帳には、前掲のごとく「戦時保険承諾書 ○○円」という記載であり、その金額が付保額なのか、保険料なのか手掛かりがない。本稿では保険料と推測しているが、そうであれば付保額は1,230万円ということもあり得よう。しかし社内保険だけでこれだけ巨額であれば、戦時海上保険補償法に依存してからの方が多額と想像され、付保金額は膨大なものとなるはずである。残念ながらそこまで解明できる資料は未見である。

#### 4. むすび

以上の個別的考察の結果を踏まえて、物産の保険分野における行動の特徴を整理し、併せて問題点を指摘しておこう。

第1に、物産資産の付保は、積立金制度の姿をとって運営されていたことである。保険対象別に火災、運炭、船舶、小蒸汽のように積立金が設けられ、その中で保険行為が遂行されていたのである。より正確に言えば、火災・運炭両積立金では最初から保険が営まれているが、船舶・小蒸汽両積立金では保険はその一部として含まれていたが、途中から保険積立金として独立していった。いずれにせよ4つの積立金の中で付保行為が展開されていたのである。

第2に、各種積立金の設定時期がかなり異なっていることである。すなわち、火災保険は、火災保険掛・火災保険課・火災保険積立金と名称は変化するものの、明治29(1896)年下期以降一貫して運営されている。運炭保険は35年下期に設定された運炭保険積立金で運営され、船舶保険は明治26年下期に設けられた船舶別口積立金から始まり、一旦消滅、33年設定の船舶積立金の中で運営され、39年上期に船舶保険積立金が分離独立して、そこで運営され、小蒸汽保険は37年に船舶積立金から独立した小蒸汽積立金の中で運営され、39年上期に小蒸汽保険積立金が分離独立して、そこで運営される、という具合である。そして明治42年下期で物産の合名会社期が終わる時、運炭保険積立金以外の各保険積立金は一旦清算され、43年上期以降は同名の積立金名義で零から再出発して、ほぼ同様な保険運営が継続される。

第3に、社内保険は上記の各積立金すべてで営まれたわけではないことである。火災保険・運炭保険では確かに社内保険が認められるが、船舶保険はすべて社外保険であり、小蒸汽保険では併用されている。

火災社内保険では多くの店部が申し込み、受け入れた保険料によって保険事故をカバーするわけで、運炭社内保険でも仕組みは同様である。後者は若松出張所を主に石炭輸送に係る店部に利用が限られているのは当然である。船舶保険や小蒸汽保険では積立てた原資によって

外部損保に支払う保険料、修繕費、改造費等を賄う仕組みで、汽船では倫敦へ送金して外国損保に保険料を支払うか東京海上へ付保していた。

第4に、社内保険運営の成否についてである。火災保険では保険料収入によって保険事故による弁償金(保険金)や遭難救助等の諸掛かりを十分賄っていたが、40年に多発した海難事故で多額に積立を失い、経営陣も社内保険運営に危機感を抱き、縮小に転じている。運炭保険では海難事故が多発するが、何とか収支がとれる綱渡り状態を続ける。おそらく高リスクをはらむために損保から敬遠され、やむなく自家保険を続けたものと思われる。火災社内保険が縮小しても、運炭保険が縮小できないのはそれ自体が持つ体質のためであろう。ただ、保険対象が少額のため、同時に多発しない限り、綱渡りですむと言うことであつたろう。それに対して船舶保険では、汽船の場合、保険対象が火災・運炭保険とは桁違いに大型であり、多少の船腹を擁したぐらいでは社内保険が成り立たないという性格がある。ロンドンの保険市場に依存する、あるいは東京海上に依存するのが筋道となる。保険事故は時たま発生しているが、その場合の損失額や修繕費は大きく、蓄積された積立金を大きく食い潰している(外部保険ならば多額の保険金を入手できたはずであるが、元帳面ではなぜか表面化していない)。数多く所有する小蒸汽船や舢舨の保険では、社内保険と明示された事例を多く見出すことができるが、1船あたり付保額が小さく、危険分散が可能と考えての運営であろう。反面、社外保険もかなりあり、ほとんどが東京海上依存の模様である。

40年に生じた火災保険での事故多発による社内保険に対する危機感と反省は、物産の保険政策変更をもたらすが、火災保険だけにとどまり、運炭保険、小蒸汽保険にまでは及ばなかった。外部保険から拒絶される以上、むしろ社内保険を継続せざるを得なかったと考えられる。保険対象が自社内に限定された社内保険では、不特定多数を対象とする保険の枠組みが成り立たず、もともと無理だったと言わざるを得ない。保険事故があまり発生しなかった間はよかったが、ひとたび危険が顕在化すると、社内保険は幻想であることが証明されたのである。別言すれば、物産の保険対象が十分に多ければ社内保険も成立しようが、現実にはそれほど多くはなく、また保険リスクが少なくなかったから無理だったということになる。

第5に、戦時保険を社内で扱ったが、短期間の例外的措置であつたといえよう。第一次世界大戦勃発で戦時保険を損保が拒否した時、やむを得ず物産も社内保険として処理せざるを得なかったわけである。戦時海上保険補償法が適用されるまでの間、臨時的措置としてであるが、かなり多くの店部が利用した事実を知り得たが、詳細な内容は不可知であつた。

第6に、大正海上設立による変化にふれておこう。大正7年、同社は物産が子会社として設立したものであるが、物産の営業規模が巨大で、外部に支払う保険料も莫大であり、保険業務を内部化することによって効率を目指すという論理が横たわっている。物産自身が各種保険を

全面的に社内保険として営めば、文字どおり「保険業務の内部化」であるが、子会社の形で営む道も広義の内部化といってよかろう。とすればそれ以前に物産が必要としていた保険業務、端的には外部への支払保険料の大きさが問題であるが、残念ながら目下のところ把握出来ないでいる。本稿との関係で言えば、火災保険は社内保険を外部保険に切り替えているから、それが大正海上に振り替えられることが十分に推測される。運炭保険は大正海上設立後、すなわち大正 10、11 年でも社内保険としてなお存続拡大しているから、大正海上に移行しにくい性格だったのであろう。船舶保険、小蒸汽保険では外国損保や東京海上に代わって大正海上が登場していることが確認される。しかし元帳の分析で登場する各種保険からは、巨額の保険業務が大正海上に移行したとまでは検証できない。なぜならば、保険料額では検証できないものの、各種保険積立金残高で代用すれば、火災保険はほぼ零、運炭保険で約 30 万円、船舶保険で約 900 万円、小蒸汽船保険で約 35 万円(いずれも大正 10、11 年頃)であって、決して巨額なものではない。むしろ営業の必要上外部保険に依存していたものが多額なのかと想像するのみである。

〔付記〕本稿は、2005・6 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「戦前期総合商社の補助業務の実証研究」(代表者麻島昭一)による研究成果の一部である。本稿が依拠した「三井物産元帳」の大量複写については、三井文庫、特に永井、大塚両氏に大変お世話になった。厚くお礼を申し上げる。

### 〈編集後記〉

月報 4 月号をお届けします。例年になく暖かい冬の後にやってきた春ですが、雷雨、突風、雹等に見舞われ、なかなか波瀾万丈のものになっています。そんな中、社会科学研究所では新事務局が発足いたしました。本号が新体制のもとでの第 1 号ということになります。編集担当としては、こちらの方では波瀾をおこさないように努めていきたいと考えております。所内外の諸氏のご協力をたまわりますようお願い申し上げます。 (K.N)

---

神奈川県川崎市多摩区東三田 2 丁目 1 番 1 号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 内田 弘

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前 2-10-2 電話 (03)3404-2561

---